

障害者自立支援法 「通所」「在宅」等 障害福祉サービス 利用者の皆さんへ

10月1日から市独自の軽減策を実施します

『障害者自立支援法』の施行に伴い、障害者の皆さんが福祉サービスを利用する場合、原則一割の利用者負担へ改正されましたが、十月一日から、市の独自の軽減策として、「通所」「在宅」等福祉サービス事業へ支払う利用料を半額に軽減します。

また、市内の通所施設に限り、国が実施している激減緩和策に十五パーセント上乗せし、九十五パーセントまで市独自に補てんします。

- 軽減する福祉サービス事業**
- 対象者(児)は、次の福祉サービス事業を利用するすべての皆さんです。
 - 身体障害者通所施設事業
 - 身体障害者ホームヘルプサービス事業
 - 身体障害者ショートステイ事業
 - 知的障害者通所施設事業
 - 知的障害者ホームヘルプサービス事業
 - 知的障害者ショートステイ事業

- 知的障害者グループホーム事業
- 知的障害者ショートステイ事業
- 精神障害者ホームヘルプサービス事業
- 精神障害者グループホーム事業
- 障害児ホームヘルプサービス事業
- 障害児ショートステイ事業

手続きは必要ありません

十月一日以降の利用請求額は、既に市軽減分を差し引いた金額を請求しますので、利用者の方からは手続きの必要はありません。詳細については、現在利用されている事業所、または市社会福祉課へお問い合わせください。

大崎市独自の障害者自立支援法への激減緩和策

支払額が上限額の場合		軽減後の支払額	
制度上の支払額		軽減後の支払額	
低所得1	15,000円	低所得1	7,500円
低所得2	24,600円	低所得2	12,300円
一般	37,200円	一般	18,600円

支払額が上限額に達しない場合		軽減後の支払額	
制度上の支払額		軽減後の支払額	
低所得1	6,000円	低所得1	3,000円
低所得2	10,000円	低所得2	5,000円
一般	16,000円	一般	8,000円

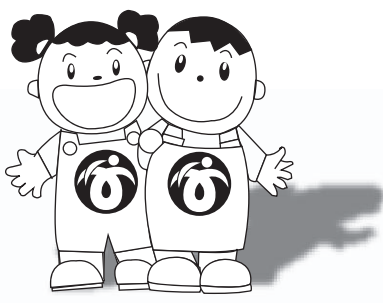
①在宅障害者への支援
在宅でサービスを利用して利用者の負担額を半額にします。(ホームヘルプサービス、ショートステイ、グループホーム、施設通所等)

②通所施設への支援
市内の通所施設で、昨年度より利用率が下回った施設について、利用率の九十五パーセントまでを補てんします。国の激減緩和措置は、昨年度の利用率の八十パーセントまでを補てんしていますが、市ではさらに十五パーセント上乗せして九十五パーセントまでとします。

◎社会福祉課障害福祉係
☎26012

市民健康調査にご協力をお願いします

十一月一日を基準として、大崎市と東北大学の共同で市民健康調査を行います。この調査は疾病予防と健康づくりのための大切な調査で、四十歳以上の市民(約七万八千五百人)が対象となります。調査票が届いた人はご協力をお願いします。



健康づくり・生活習慣病予防
・介護予防は市民健康調査から
健康推進課 23-5311

調査の目的は

市民の生活習慣や健康状態の現状を把握し、生活習慣と疾病予防の関係と要因、各地域の健康状態の違いおよび六十五歳以上の特定高齢者などの状況を明らかにします。

調査は、市民の実情に即した健康増進と疾病及び介護予防対策などの基礎資料を得る重要な調査と位置付け実施するもので、調査結果は健康増進計画をはじめ、高齢者保健福祉計画などに活用します。

調査対象者は

九月一日現在で四十歳以上の市民(約七万八千五百人)。

調査票の配付と提出

十一月二十六日(日)から行政区の区長が調査票を配付します。調査票を記入していただき、十二月十五日(金)まで郵送で提出をお願いします。

調査事項は

四十歳から六十四歳の人を対象にした調査と、六十五歳以上の人を対象とした調査の二つの調査を行います。

四十歳から六十四歳までの人を対象にした調査は、本人のこれまでかかった病気、家族および本人の健康状態、喫煙、飲酒、食生活、身体状況、運動、心の状態、社会的支援、地域における活動、歯の状態などのほか、女性に対しては出産などに関する事項もあります。

調査を生かすために

六十五歳以上の人を対象とした調査では、さらに介護予防が必要となる人を把握するための事項が加わります。

生活習慣などと病気・要介護との関連を明らかにするために、調査した後に追跡調査を行うことが必要です。追

個人情報は大切に守られます

実施に当たっては大崎市個人情報保護条例に基づき、また東北大学では、東北大学大学院医学系研究科倫理委員会に諮った結果に基づき、個人情報に厳重に管理します。提出いただいた調査票原本については厳重に管理され、終了後に廃棄します。

健康づくりに反映します

今回の調査結果は、来年八月以降に公表する予定で、こ

天・地・人 市長コラム



財政非常事態宣言

市民の皆様は新聞などの報道で既にご承知と思いますが、本市の財政状況は当初の予想をはるかに超える厳しい状況にあります。

現状のままの財政運営を行えば、最悪の場合、平成二十二年にも企業の倒産にあたる「財政再建団体」に転落することが見込まれ、市財政はまさに非常事態に直面しています。

一日も早く夢や希望の持てる大崎市を実現するためには、断固とした決意で財政破綻を阻止し、財政の健全化を実現しなければなりません。

直ちに財政健全化計画を策定し、その方針とスケジュールをお示しし、不撤退の決意で行財政改革を成し遂げてまいります。

温故知新、歴史に学ぶとすれば、私は上杉鷹山公の改革に学ばせたいと考えます。アメリカのケネディ大

統領に「もつとも尊敬する日本人」と言われし、破綻寸前の米沢藩をみごとに再興した改革の祖です。

鷹山公が行った改革は、まず「大儉約令」を発し、贅沢、無駄を正すことから藩政改革の第一歩を踏み出し、その後、農村の再建、産業の振興、民生の安定を図りました。つまり、「出づるを制し、入るを固る」改革です。鷹山公は米沢藩、今日の米沢地方の繁栄、安定の基を築きました。「為せば成る、為さねば成らぬ何事も。成らぬは人の為さぬなりけり」二百年を経た今でも、鷹山公の精神と成果は引き継がれています。

私たちも鷹山公の改革に学び、財政再建と産業振興の「二兎を追って二兎を得る」改革を成功させ、元気で誇りある大崎市を創っていきましょう。

大崎市長 伊藤康志

調査期日 11月26日(日)～

12月1日(金) 調査票に記入してください

12月1日(金)～15日(金) 調査票を郵送により提出してください

行政区長が「調査票」を配布します

平成19年8月～

集計・公表

調査結果を公表します

市民の健康づくり・生活習慣病予防・介護予防に活かします

健康推進課 ☎235311

Eメール ketko@city.osaki.nag.jp

各総合支所保健福祉課

田尻	☎381155
鳴子	☎823131
岩出山	☎721214
鹿島台	☎569029
三本木	☎522114
松山	☎555020